

## 《2022年度 豊岡市ステップアップ支援補助金（通常型）重要説明事項》

(2022年4月12日 豊岡市環境経済課)

補助事業計画書の提出にあたっては、必ず下記の事項を確認してください。

### 1 提出した事業計画書は、審査会による審査によって採否が決まります

提出した全ての方が交付を受けられるわけではありません。（提出者数が多数にのぼる場合には、採択率が低くなる場合があります。）

### 2 豊岡市ステップアップ支援補助金（アフターコロナ対応型）と重複して提出することはできません

予算の執行の公平性の観点から、「豊岡市ステップアップ支援補助金（通常型）」と「豊岡市ステップアップ支援補助金（アフターコロナ対応型）」とは重複して提出することはできません。

### 3 「補助金交付決定通知書」の受領後でないと、発注・契約・支払行為はできません

審査会による審査の結果、採択された場合でも、豊岡市役所への補助金の正式な手続き（補助金交付申請）を行い「補助金交付決定通知書」を受領した後でなければ、発注・契約・支払は行えません。（行った場合、補助金の対象外になります。）

### 4 事業計画書に記載された金額以下の額の補助金しか受けられない場合があります

審査会では、希望した補助金額を下回る額で採択される場合があります。（希望する金額の交付が受けられない場合には、採択を辞退する（補助事業を行わない）こともできます。）

### 5 補助金で取得等をした資産は、取扱・処分に法的制限を受けます

採択後に、補助金で取得し又は効能の増加した施設・設備等は、譲渡（無償・有償（売却）のいずれも）、破棄、貸し付け、担保供与その他不当に利益を得る目的で使用することはできません。（これらに違反した場合、「豊岡市補助金等交付規則」や「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく補助金の返還命令を受けることとなります。）

### 6 補助事業関係書類は最低5年間保存する必要があります

補助金を受領した際には、補助事業に関する帳簿および証拠書類を最低5年間は保管する必要があります。（豊岡市や国の会計検査院からの求めがあった際に、閲覧に供せるように管理しなければなりません。）

### 7 同一の経費に対し2つ以上の補助金を用いることはできません

例えば一つの設備に対し、国と豊岡市の両方から補助金を受領し充当することはできません。

### 8 その他

不正や虚偽、不当要求行為により補助金を不正に申請し、支給を受けた場合には、補助金の取消や返還命令のほか、悪質な場合には刑事罰を受けることもありますので、留意してください。